

平成 28 年 12 月 12 日

ワシントン条約附属書が改正されます

～ローズウッド等の木材種、ヨウム等の輸出入はご注意を(平成 29 年 1 月 2 日から)～

ワシントン条約(※1)第 17 回締約国会議の結果を踏まえ、条約附属書の改正が行われます。改正附属書の効力が発生するのは平成 29 年 1 月 2 日(月)からとなります。

附属書掲載種の標本(※2)を輸出入する際は、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく手続きが必要です。規制対象に新たに追加された種(ローズウッド等の木材種等)、附属書Ⅱから附属書Ⅰに変更となった種(ヨウム等)を輸出入される際は輸出入手続きが追加・変更されますのでご注意ください。

(※1 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」通称 CITES)

(※2 「標本」とは、動植物の個体、個体の部分、派生物です。以下同じ。)

1.ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて

来年の 1 月 2 日以降、新たに附属書に掲載された種の動物や植物を使用した貨物の輸出入に関しては、事前に承認・許可をとらなければ輸出入ができません。

輸出の場合には、当省にて発行する輸出承認書及び CITES 輸出許可・再輸出証明書が必要となります。

輸入の場合には、輸出国にて輸出許可が必要です。さらに条件によって、輸入国である日本でも事前に手続きが必要な場合があります。

(※1 月 2 日以前に我が国から輸出する貨物についても輸入国側が必要書類を求める場合があります、手続きが必要な場合があります。詳しくは URL 参照)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/20161202_info_tetsuzuki.pdf

2.新たに附属書に追加・変更された種のうち主なもの

(1)木材関連

マメ科ツルサイカチ属(ローズウッド、学名 *Dalbergia spp.*)、ブビンカ属 3 種(学名 *Guibourtia demeusei*, *Guibourtia pellegriniana*, *Guibourtia tessmannii*)、アフリカローズウッド(学名 *Pterocarpus erinaceus*)が附属書Ⅱに新たに掲載されます。(附属書Ⅰに掲載される種を除く)。

木材そのもの(丸太等)だけでなく、これらを一部でも使用していれば、規制対象となります。

(製品として使用される例)

楽器(ギター、弦楽器)、スピーカーなどの音響器具、家具、仏壇などの宗教用具、自

動車の内装(中古車含む)、木材の抽出物・香料・アロマオイル、
ビリヤードのキューなどの道具

(2)植物種のうちジンチョウゲ科アキラリラ属(沈香)、ギリノプス全種、ハマビシ科
(製品として使用される例)
沈香の木材チップ

(3)動物種のうちセンザンコウ
(製品として使用される例)
センザンコウを含む漢方薬

(4)その他動物種(ヨウム、コダマイマイ(カタツムリ)、アシナシトカゲ等)

(改正附属書の概要については以下をご確認ください)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/20161202_info_huzokusyokaisei.pdf

3.外国為替及び外国貿易法(外為法)による規制対象範囲

条約規制対象となる動物や植物そのものだけでなく、対象の種が一部でも含まれていれば、加工品であっても輸出入の際に手続きが必要です。また、新品か中古かは問題とならず、一部でも含まれていれば手続きが必要です。

対象種の原材料を輸入して国内で製造した製品だけでなく、製品の状態で輸入したものを再度海外へ輸出する場合も規制対象となります。(例:原材料を輸入しギターや化粧品に加工して輸出する場合だけでなく、製品の状態で海外から輸入して、更に海外に輸出する場合)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室長 中野

担当者: 守谷、田中

電話: 03-3501-1511(内線 3291)

03-3501-1723(直通)

03-3501-0997(FAX)